

清須市空家等対策計画の概要

1 清須市空家等対策計画の目的

清須市空家等対策計画（以下「本計画」という。）は、空家問題についての市の基本的な考え方を明確にし、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、放置空家への対応や放置空家を増やさないようにするための方策を体系化することにより、着実に施策を推進するために本計画を策定します。

2 清須市空家等対策計画について

(1)根拠法令

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条

(2)対象地区

市内全域

(3)対象とする家屋

住宅（国又は地方公共団体が管理するものを除く。）

※原則は「戸建住宅」を対象とし、賃貸用の共同住宅、長屋については、全住戸が空室となっている場合を対象とする。

(4)計画期間

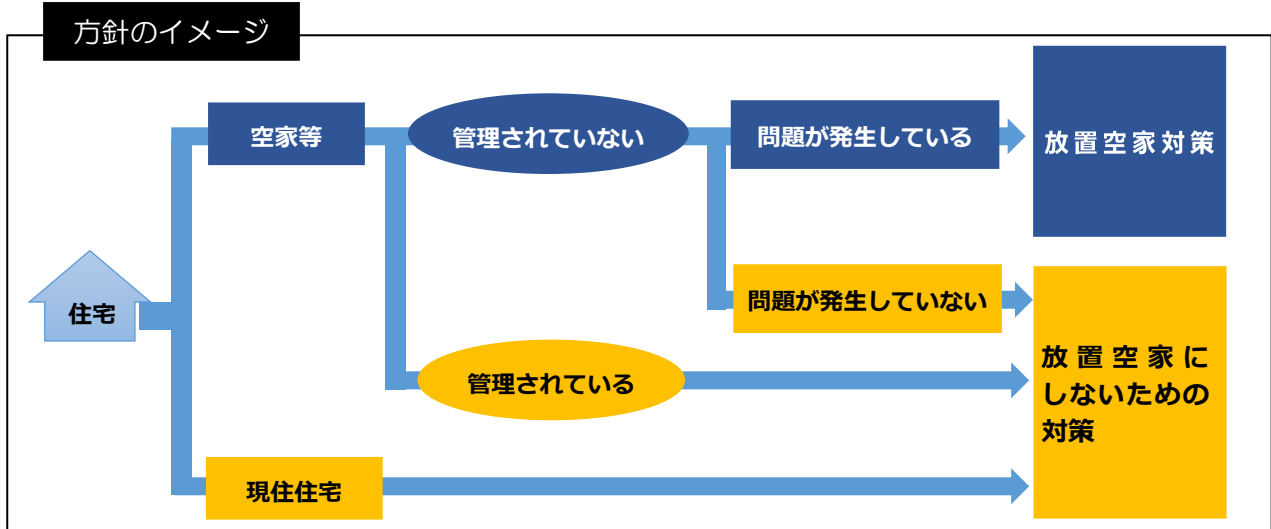
平成31年度から平成35年度までの5年間

3 清須市空家等対策計画の方針

空家等は、個人の財産であるため、所有者が管理を行うことが原則ですが、適切な管理がなされておらず通行人等へ被害が及ぶ可能性を有した放置空家も所在します。

また、現在、適切に管理されている空家等や現住住宅についても、今後、放置空家となる可能性があることから、将来の放置空家を増やさないようにすることも重要です。

このため、現在発生している放置空家問題の解決を図り、空家問題の深刻化を防ぐために、「放置空家対策」と「放置空家にしないための対策」を計画の2本の柱として、取組を進めることとします。



4 空家対策を進めるうえでの視点

(1)所有者による管理

空家等は、個人の財産であり、所有者がその責任のもとに適切に管理するべきものであることから、所有者による管理を徹底していきます。

(2)住民生活の安心

空家対策は、住民が安全で安心して暮らせるまちをつくるという観点から行います。

(3)地域住民との協働

空家等の問題は、地域住民に密接に関わるものであることから、地域住民との協働により取組を推進します。

(4)関係機関との連携

空家等に関する相談や専門的なアドバイスなど、事業の実施にあたっては、民間事業者、関係機関などと連携を図り、取組を推進します。

5 清須市空家等対策計画に定める具体的な施策

(1)相談体制

・ 通報及び相談体制の構築

市民からの空家等に関する通報や相談の窓口を一元化し、内容に応じて各担当課や関係団体へ情報提供を行い、連携を図ります。

・ 庁内における実施体制

清須市空家等対策庁内調整会議を設置し、市内の空家等に関する情報の共有化を行い、定期的に対策協議などを実施します。

・ 清須市空家等対策協議会

空家等対策全般について専門的な立場から協議を実施するとともに、特定空家等の認定や意見書に対する内容の答申を行います。

・ 問題のある空家の調査・データベースの整備

空家等実態調査の結果を基に空家等に関する台帳を整備し、問題となっている空家等の所在地、所有者、問題の発生状況及び所有者との折衝記録等を記載します。

(2)放置空家対策

・ 特定空家等への対応

・ 空家解体費用の補助

空家所有者の経済的な負担を軽減するために、空家の解体に要する費用を市において補助ができるよう、補助制度について調査・研究を進めます。

(3)放置空家にしないための対策

・ 所有者への啓発

死亡届の提出時など効果的なタイミングを計って放置空家にしないためのチラシ等を配付します。

また、空家等となった場合の管理方法などを周知し、放置空家とならないよう市ホームページやパンフレットにおいて啓発を行います。